介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ 介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告について(通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、御礼申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知)により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和5年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

記

1 提出書類

- (1)介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援 加算実績報告書(別紙様式3-1)
- (2) 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書・介護職員等ベース アップ等支援加算実績報告書(施設・事業所別個表)(別紙様式3-2)
 - ※様式が昨年度から変更されていますのでご注意ください。
 - <u>※色付きのセルを入力してください。(色がついていない白色のセルは計算式が入っているため直接入力できません。)</u>

2 提出部数

正副2部

3 提出期限

令和6年7月31日(水)必着

4 提出先

令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ 等支援加算処遇改善計画書を提出した保健福祉事務所福祉課

※ 総合事業、地域密着型サービス事業所及び基準該当サービス事業所は市町村・広域連合 担当課へ提出してください。

5 各種通知・様式について

長野県ホームページ > ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 長野県の組織一覧(本庁) > 介護支援課紹介 > 介護給付費の算定に係る届出様式関係 > 介護職員等処遇改善加算等について

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html#jittseki

6 留意事項

- (1) 複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、長野県指定以外の事業所が含まれる場合(例:地域密着型サービス事業所等)は、その指定権者にも実績報告の提出が必要です。各指定権者の指示に従っていただくようお願いします。
- (2) 提出が必要となる別紙様式 3-1、3-2は、1つのエクセルファイルにシートごとになっています。

基本情報入力シートの黄色セルに入力することで、加算の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。基本情報入力シートへ入力後、別紙様式3-2、3-1へ入力する分類に従い各色付きセルへの入力をお願いします。

(3) 実績報告で仮に賃金改善額が加算による収入を下回っている場合は、一時金や賞与(ただし、ベースアップ等支援加算の場合は、加算額の2/3以上は「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」)として支給し、加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。

加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入額を上回ること」です。悪質な事例については、全額返還となる場合があります。5の長野県ホームページに厚生労働省の通知を掲載していますのでご確認ください。

- (4) 実績報告書の記載誤りが多くなっておりますので、作成に当たっては必ず『記入例』を 参照していただきますようお願いします。
- (5) 介護分野の文書に係る負担軽減のため、 賃金台帳等の添付書類は求めないこととなりました。ただし、実績報告書の内容を確認する書類は、介護サービス事業所等において適切に保管し、都道府県等からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう各自管理をお願いします。
- (6) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げたまま実績報告を行う場合は、別紙様式5「特別な事情に係る届出書」を合わせて提出してください。(要件IVを満たさない場合)

「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、「本年度の賃金の総額」から「本年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較した上で、加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げないことを言います。

7 その他

(1) 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金支払額通知書」により、各事業所・施設の加算受給額 (利用者負担を含む。)、補助金額を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月 審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。

(例:4月審査分→3月請求分を4月に審査したという意味)

なお、令和4年4月サービス提供分の介護職員処遇改善支援補助金の額は、令和4年5月審査分(2~4月サービス提供分)の額を3等分して推計します。

(2) 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告に含めて報告してください。

(問合せ先)

担当:介護支援課サービス係 TEL: 026-235-7121 (直通)

FAX: 026-235-7394

E-mail: kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp